

役員及び評議員の報酬
並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人新潟市社会事業協会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟市社会事業協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、役員の業務に関してこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤役員のうち、理事は非常勤理事及び監事は非常勤監事という。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含まない。

- (1) この法人の全理事の報酬総額は、年間2000万円以内とする。
- (2) この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表第1「常勤役員の報酬」に定める額とする。

2 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

3 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員の通勤手当支給基準に準ずる。ただし、この法人職員を兼務している常勤役員に対しては、職員としての通勤手当支給基準を適用するものとし、重複して支給しない。
- 3 役員及び評議員には、その職務の執行にあたって実施する出張に要する旅費（宿泊費含む）を、役員等旅費規程に従って旅費として支給することができる。ただし、この法人職員を兼務している役員（評議員は、職員を兼務できないため除く。）に対しては、職員としての旅費規程を適用するものとし、重複して支給しない。
- 4 前項前段にかかわらず、非常勤役員及び評議員が会議等に出席したときの旅費は、別表第4「非常勤役員及び評議員の会議等出席往復旅費」に定める額を往復の旅費として支給するものとする。

（報酬等の支給日等）

第6条 常勤役員の報酬（旅費を除く。）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、就任後、すみやかに支払うものとする。
- 3 役員及び評議員の報酬で、年額で定めるものは、1年未満を1年に切り上げて計算する。
- 4 役員及び評議員の報酬で、月額で定めるものは、次の各号を始めとして、職員の基本給の例に準じて計算する。

（1）離職したときは、その日までの現月の実日数を基礎とした日割りにより計算する。

（2）死亡したときは、1か月未満を1か月に切り上げて計算する。

- 5 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(役員報酬及び役員・各種委員会等の費用弁償規程の廃止)

2 役員報酬及び役員・各種委員会等の費用弁償規程は、廃止する。

(役員報酬規程細則の廃止)

3 役員報酬規程細則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年6月6日から施行し、改正後の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤役員の報酬

1 常勤役員（ただし、下記の2を除く。）

- (1) 常勤役員に対しては、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める額を上限として役員報酬を支給する。

役職名	報酬の額
常務理事	月額 500,000円

- (2) 常勤役員に対しては、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める常勤役員としての退職慰労金を支給する。

役職名	退職慰労金の額
常務理事	300,000円 × 在任年数

上記の計算を行う場合に在任年数は、10年を上限とする。また、職員を兼務した期間は、上記の在任年数に含めない。なお、在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。更に、1か月未満は1か月に切り上げる。

2 職員を兼務し、かつ、職員給与を支給する常勤役員

- (1) 上記1にかかわらず、この法人職員を兼務し、かつ、職員給与を支給している常勤役員に対しては、職員給与に加えて、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を支給する。

役職名	報酬の額
常務理事	月額 210,000円

- (2) 上記1にかかわらず、この法人職員を兼務し、かつ、職員給与を支給している常勤役員に対しては、常勤役員としての退職慰労金を重複して支給しない。

別表第2（第4条関係）

非常勤役員の報酬

1 年額

この法人職員を兼務しない非常勤役員に対しては、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を支給する。

役職名	報酬の額
理事（常務理事を除く）	年額 10,000円
監事	年額 10,000円

ただし、この法人職員を兼務し、職員給与を支給している職員については、上記の役員報酬を重複して支給しない。

2 日額

上記1で役員報酬を支給する非常勤役員が、終日（概ね1日に6時間を超える長時間）にわたって業務を実施した場合は、その日数に応じて、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を上記1に加えて支給する。

役職名	報酬の額
理事（常務理事を除く）	日額 10,000円
監事	日額 10,000円

別表第3（第4条関係）

評議員の報酬

1 年額

評議員に対しては、次の表の評議員報酬を支給する。

役職名	報酬の額
評議員	年額 10,000円

2 日額

評議員が、終日（概ね1日に6時間を超える長時間）にわたって業務を実施した場合は、その日数に応じて次の表の評議員報酬を、上記1に加えて支給する。

役職名	報酬の額
評議員	日額 10,000円

別表第4（第5条関係）

非常勤役員及び評議員の会議等出席往復旅費

役職名	旅費の額	
非常勤役員及び評議員	1回	5,000円